

令和6年度第1回府中市障害者計画推進協議会 会議録

■日 時：令和6年7月19日（金）午後2時

■場 所：府中駅北第二庁舎 3階会議室

■出席者：（敬称略）

<委員>

曾根直樹、北條正志、中川さゆり、高橋美佳、長崎昌尚、永井雅之
吉井康之、高橋史、戸嶋容子、山口真佐子、石川謙一、恩田興一
寺澤元一、岡本直樹

<事務局>

福祉保健部長、福祉保健部次長兼生活福祉課長、障害者福祉課長補佐
子ども発達支援センター所長、障害者福祉課係長、障害者福祉課主査3
名、障害者福祉課主任、障害者福祉課事務、地域福祉推進課長
地域福祉推進課長補佐

■傍聴者：あり

■議 事：

1. 委員委嘱

2. 市長挨拶

3. 委員自己紹介

【資料1】

4. 会長及び副会長の選出

5. 諮問書の伝達

6. 議事

（1）府中市障害者計画推進協議会の概要について

【資料2～4】

（2）府中市障害者計画推進協議会スケジュールについて

【資料5】

（3）その他

■資 料：

【事前配布資料】

資料1 令和6年度府中市障害者計画推進協議会委員名簿

資料2 府中市障害者計画推進協議会について

資料3－1 府中市附属機関の設置等に関する条例（抜粋）

資料3－2 府中市障害者計画推進協議会規則

資料4 府中市障害者計画推進協議会の会議の公開等について（案）

資料5 府中市障害者計画推進協議会スケジュール案（令和6年度～8年度）

【当日配布資料】

資料 1 会議次第

資料 2 席次表

議事

■事務局

令和6年度第1回府中市障害者計画推進協議会を開会いたします。私は本協議会の担当をさせていただいております、府中市福祉保健部障害者福祉課長補佐の遠藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。会長が選出されますまで議事進行させていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。なお本日の会議はおおむね2時間程度を予定しておりますのでご了承お願いいたします。それではお手元に配布しております次第に従って進めてまいります。

1. 委員委嘱

■事務局

まず次第1の「委員委嘱」でございます。委員の皆様に対する委嘱状の伝達でございますが、本来ならば市長から委員の皆様お一人お一人にお渡しするところでございますが、時間の関係もございますので皆様の机の上に委嘱状を置かせていただいております。これをもちまして委嘱状の伝達に代えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

2. 市長挨拶

■事務局

続きまして次第の2「市長挨拶」でございます。本日、府中市障害者計画推進協議会の委員をお受けいただいた皆様には府中市長高野律雄よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

■市長

皆様こんにちは。大変お暑い中お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。先週も確か気温が高い日はあったのですが、やはり梅雨明けで、さあいよいよ夏が始まるとなると何かこう構えてしまうような感じがしまして、非常に暑い中でございますが本当にありがとうございます。そして何より府中市障害者計画推進協議会委員へのご就任をお願いいたしましたところ、快くお引き受けをいただきご多忙のところご出席をいただき誠にありがとうございます。日頃から皆様方には市政運営にご理解ご協力をいただいております。この場をお借りして厚く重ねて御礼申し上げます。昨年度の本協議会では障害福祉サービスや障害児通所支援等のサー

ビスを計画的に提供し、障害のある人への支援を効果的に進めるため令和6年度から令和8年度を計画期間とする府中市障害福祉計画第7期、障害児福祉計画第3期を策定いたしました。本計画に基づき引き続き安心して地域生活を送るための仕組み作りを推進し、誰もが繋がり合い支え合い安全で安心して暮らせる街の実現を目指して、市民生活に密着した様々な福祉施策を進めていく所存でございます。今年度から新たに開催する本協議会におきましては、障害への理解を広め障害のある人もない人もお互いに尊重し合い、市民全てが安心して自立した暮らしができるまち府中の実現のため、府中市障害者計画、府中市障害福祉計画及び府中市障害児福祉計画の評価点検を含めた適正な推進について、委員の皆様より貴重なご意見を賜りますようお願いをさせていただきます。皆様方のより一層のご健勝、そして暑さに負けずにご活躍されますこと心からご祈念申し上げまして、私の冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

■事務局

高野市長ありがとうございました。

3. 委員自己紹介

■事務局

次に次第の3「委員自己紹介」でございます。事前に送付しております資料1「委員名簿」に記載の順番で自己紹介をお願いしたいと存じます。なお本日は名簿の2番の大村さん、10番の星さん、11番の安岡さん、13番の相田さんがご欠席との連絡をいただいております。今私、名簿順と言ったのですけれどもマイクお渡ししますので席順でもしよろしければよろしいでしょうか。では曾根委員よりしくお願いいたします。

■委員

名簿の1番、日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科で教授をしております曾根と申します。引き続きよろしくお願いいたします。

■委員

名簿の14番、中川と申します。地域生活支援センタープラザで管理者をさせていただいております。主に精神障害の方を対象とした支援をしております。よろしくお願いいたします。

■委員

名簿5番の地域生活支援センターあけぼのの高橋と申します。主に身体、知的の支援をしております。よろしくお願いいたします。

■委員

名簿の4番目になります。地域生活支援センターみ～なの長崎と申します。知的の方と身体障害の方を主に支援をする機関となっております。引き続き今年度もよろしくお願いいたします。

■委員

名簿の6番目、府中市精神障害者家族会の永井と申します。前回からこちらに出席させていただきまして、共有させていただきまして初めはなかなか的内容的に、初めてだったのでだいぶ戸惑ったところがあるのですが、今年度は前回は踏まえてしっかりと今度は精神障害の方の福祉サービス及び当事者とともに家族の支援の方のいろいろな提言もさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

■委員

名簿の8番になります。府中市福祉作業所等連絡協議会の北條と申します。普段は寿町にありますワークセンターこむたんというところで仕事をしています。どうぞよろしくお願いいたします。

■委員

皆様こんにちは。名簿9番になります。府中市立心身障害者福祉センターで施設長をしております吉井康之と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

■委員

皆様こんにちは。名簿の7番になります。府中市肢体不自由児者父母の会会長の高橋史と申します。前回まではうちの会の会員さんの西脇さんが参加してくれていたのですが、今期から私初めてなのでどうぞよろしくお願いいたします。息子が心身障害者福祉センターきずなの通所をしてもう10数年になる重度重複障害者の息子がおります。どうぞよろしくお願いいたします。

■委員

名簿12番のハローワーク府中業務部長の戸嶋と申します。よろしくお願いいたします。公的な機関から何か意見出来ればなというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

■委員

名簿の15番、山口真佐子と申します。障害者等地域自立支援協議会を代表して出席させていただきます。桜美林大学の健康福祉学部にも所属しております。どうぞよろしくお願いいたします。

■委員

名簿の16番府中市民生委員児童委員協議会より選出されました。今第6地区というところの会長をしております石川謙一と申します。この協議会は初めてなので勉強したいと思っています。よろしくお願いいたします。

■委員

17番の恩田でございます。市民の公募ということで初めて応募させていただきましたが、幸いにも多分、市の方が間違えて選んでしまわれたかと思いますが、参加させていただきます。私は今まで社会福祉士として福祉に携わってきましたが、施設の運営、法人の運営それから東京社会福祉士会がやっています「高齢者のための夜間安心電話」という活動に最初の時から携わってきました。それは東京都の事業でしたけれども、その後東京社会福祉士会の事業になりました。その運営も含めてずっとやらせていただけてきたり、第三者評価の評価者としてもやらせていただきました。様々な福祉分野で活動いたしましたが、障がいの方はあまり多くはなく、高齢の分野が多かったのですけれども、障害の分野では第三者評価で就労支援B型を2施設ぐらい評価させていただきました。それから安心電話の方でも、高齢者と言いながら実際は精神の方、それから児童の方そういう方からもアクセスがありました。いただいた電話は一切拒否しないという方針で電話相談を運営してきましたので、その中で若干精神の方との関わりはありました。それから特別養護老人ホームをベースで仕事してきましたけれども、精神病院から寛解状態で来られる方、統合失調症の方とかとも接してきましたので、そういう経験はあるのですけれどもただ障害の方はメインではなかったなのでここで学ばせていただきながら、福祉に携わってきた者としてまた市民の立場から、今後の計画に生かさせていただけるような何か提案が出来ればと思っておりますので、どうぞよろしくご指導の方お願いいたします。

■委員

私寺澤と申します。18番ですけれども私こそ福祉ど素人でございます。そのど素人が何をこの協議会、本当にこの長年に渡り福祉分野において献身、尽力されてこられた皆様に並んで何をしゃしゃり出てきておるのかと、お叱りを頂戴するかと思えますけれども私、2年前に定年を迎えて現役時代とは全く異業種のこの分野に飛び込みました。それで一応社会福祉士と精神保健福祉士は、取得はしたもののまだ福祉ペーパードライバーでございます。ただそのど素人が何でこの公募に応募したのかという2つ理由があるのですけれども短い時間だからちょっと簡単にご説明させていただきますと、私の長男、34歳も精神障害の当事者でございます。うちの家庭も10数年彼が引きこもっている間にかなりめっちゃめっちゃになりました。そういう観点から福祉というものについて非常に強い関心を持ちました。それとともにいざこの分野に入ってみますと、いろんな光の部分闇の部分も見えてまいりました。私は全く異業種から入っておりますので、これが福祉の分野なのかということであれと思うこともございました。そういうことも含めて今回この協議会、ど素人が全く違う観点からの意見を申し上げるのも、1つ意味があるのではないかと考えております。これから今日は長く話は出来ませんが、私は福祉、冬の時代を迎えると思っております。この秋からその兆候がだんだん強まっていくと思います。私は福祉を専門とされる方々といろいろお話ししましたが、正直言って視野の狭さというものを感じております。これでいいのかなと思うこともあります。そういう分野から私はど素人ながらいろんなうるさい意見も提示させていただきたいと思えます。お騒がせしますがよろしくお願い申し上げます。

■委員

名簿の3番目にあたりますC I L府中の代表をしています岡本と申します。多分3期目ぐらいになるかなと思います。自立生活センターC I Lと言いますが、うちの団体は障害を持っている方の地域移行とかを応援しているような団体になっています。国連では2022年に総括所見という形で障害者権利条約に関する意見が出ていますが、インクルーシブ教育とか脱施設を強烈に進めなさいというふうな内容が書いてあります。是非この辺、分野で特に脱施設というところで取り組んでいますのでぜひそこに力を注ぎたいなというふうに思っていますが、市長がいらっしゃるのであれなのですが、この会自体が当事者の委員が少ないなというふうに感じていますので、是非今回は難しいかもしれないのですけれども次回には当事者の委員をどんどん増やしていただきたいなと思っています。以上です。よろしくお願いいたします。

■事務局

委員の皆様ありがとうございました。続きまして事務職職員につきましても自己紹介させていただきます。

■事務局

改めましてこんにちは。福祉保健部長の柏木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

■事務局

福祉保健部次長兼生活福祉課長の小森と申します。生活保護の担当課長をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

■事務局

こんにちは。子ども発達支援センター所長の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

■事務局

こんにちは。私障害者福祉課の給付係長の小田中と申します。よろしくお願いいたします。

■事務局

こんにちは。障害者福祉課基幹相談支援担当者の増島と申します。よろしくお願いいたします。

■事務局

皆様こんにちは。障害者福祉課 サービス支援担当、精神・発達の主査の大田と申します。よろしくお願いいたします。

■事務局

皆様こんにちは。同じく障害者福祉課サービス支援担当、身体・知的の塩澤です。どうぞよろしくお願いいたします。

■事務局

地域福祉推進課長の古塩と申します。よろしくお願いいたします。

■事務局

こんにちは。同じく地域福祉推進課課長補佐の土橋と申します。よろしくお願いいたします。

■事務局

事務局の障害者福祉課生活係石井と申します。よろしくお願いいたします。

■事務局

同じく障害者福祉課生活係の平原です。よろしくお願いいたします。

■事務局

最後になりますが、改めまして障害者福祉課課長補佐の遠藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

■事務局

申し訳ございません。本来、障害者福祉課長の向山という者がおりますが体調不良で欠席をしております。

■事務局

向山また出席しましたらご挨拶させていただきたいと思います。以上で事務局のご紹介とさせていただきます。

4. 会長及び副会長の選出

■事務局

次に次第の4「会長及び副会長の選出」でございます。会長及び副会長の選出につきましては府中市障害者計画推進協議会規則第3条の規定により、委員の互選によることとなっておりますのでご意見を賜りたいと存じますがいかがでしょうか。長崎委員。

■委員

事務局案は何かございますでしょうか。

■事務局

ありがとうございます。事務局としましては、会長は前回に引き続きまして曾根委員に、また副会長には府中市福祉作業所等連絡協議会の北條委員にお願いしたいと考えておりますがいかがでしょうか。ありがとうございます。それでは皆様ご異議がないようですので、会長は曾根委員に、副会長は北條委員にお願いいたします。それでは曾根委員、北條委員におかれましては恐れ入りますが前方の正副会長席へ移動をお願いいたします。早速で大変恐縮ですが、曾根会長及び北條副会長からご挨拶をお願い出来ればと思います。

■会長

会長に推薦していただきました曾根です。前期と引き続いて皆さんよろしく願いいたします。様々な課題とか情勢が変化していく中、6期計画を見直す、進捗状況を確認して第8期計画に向けての議論を尽くしていくということで、皆様のご協力をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

■副会長

副会長のご推薦いただきました北條です。前期から2期目になるのですが、とにかく1回関わってみてやはり責任ある協議会だなということを感じましたので、どういったことが自分に出来るだろうということもありますけれども、出来るだけ進捗管理もそうですが次期の計画作りというところでどんなふうに作っていったらいいということも、いろいろな情報を集めながら尽力出来たらというふうに思っています。どうぞよろしくお願いします。

■事務局

どうもありがとうございました。

5. 諮問書の伝達

■事務局

次に次第に戻りまして次第5「諮問書の伝達」でございます。曾根会長恐れ入りますがテーブルの後ろへお進みください。高野市長前の方へお願いいたします。それでは市長、諮問書の伝達をお願いいたします。

■市長

府中市障害者計画推進協議会会長曾根直樹様、次の事項について府中市障害者計画推進協議会において協議し答申してください。諮問事項1、府中市障害者計画の

適正な推進について、2、府中市障害福祉計画第7期の適正な推進及び同計画第8期の策定について、3、府中市障害児福祉計画第3期の適正な推進及び同計画第4期の策定について、答申期限令和9年3月31日。どうぞよろしくお願いいたします。

■事務局

どうもありがとうございました。恐れ入りますがここで市長は公務の都合により退席させていただきます。

■市長

どうぞよろしくお願いいたします。

■委員

会長、すみません。挨拶の最後にちょっと一言と思ったのですが、実は先週私ちょっと大きめの大腸ポリープを切除してしまして、座位をあまり長く保たないと言われてるので、時々ご迷惑にならないように立ち上がるので失礼をお許してください。

■会長

お体に負担のない姿勢で参加いただけたらと思います。

■事務局

ここで委員の皆様には諮問書の写しをお配りいたします。職員が写しを配布させていただきますが、まずは議事に入ります前にお手元の資料の確認をさせていただきます。はじめに「会議次第」がございます。次に「席次表」がございます。次に事前に送付してあります資料が全部で6点ございまして、資料1「令和6年度府中市障害者計画推進協議会委員名簿」、資料2「府中市障害者計画推進協議会について」、資料3-1「府中市附属機関の設置等に関する条例（抜粋）」、資料3-2「府中市障害者計画推進協議会規則」、資料4「府中市障害者計画推進協議会の会議の公開等について（案）」、資料5「府中市障害者計画推進協議会スケジュール案（令和6年度～8年度）」となります。資料5につきましては、本日訂正版ということで改めて机に資料を置かせていただきましたので、そちらの方に差し替えをお願いいたします。また今期より初めて本協議会委員になった委員には本年4月に策定しました府中市障害者計画、障害福祉計画の第7期、障害児福祉計画第3期の冊子及び概要版を送付いたしました。資料は以上となりますが不足、不備がございました

ら挙手にてお知らせいただければと思います。よろしいでしょうか。会の途中でお気づきになりましたら手を挙げていただければ、職員が配布させていただきます。それではこれより議事に移らせていただきますが、本協議会につきましては府中市情報公開条例第32条第1項により原則公開することとなっております。公開する会議録を作成するにあたり、委員の皆様の発言を録音させていただきたいと思いますので予めご了承お願いいたします。

6. 議事

■事務局

それでは次第の6、「議事」に入ります。ここからは会長に議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

■会長

ではまずは委員に限らず皆さん楽な姿勢で参加いただけたらと思います。最初に会議の公開にあたって傍聴の希望者がいらっしゃるということです。傍聴希望者の方に入室していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(発言者なし)

■会長

ではご異議がないようですので傍聴の方に入室していただけたらと思います。傍聴の方、関心持っていてありがとうございます。最初に委員から当事者の委員が少ないのではないかというご意見もいただきましたけれども、傍聴の方も入っていただきましたのでいろいろ聞いていただいて、お気づきの点は会議の中のご発言は難しいのかもしれませんが、ご意見あったら委員を通じて伝えていただけたらと思います。それでは議事に沿って進めさせていただきたいと思います。

(1) 府中市障害者計画推進協議会の概要について

■会長

1番目の議事ですね。「府中市障害者計画推進協議会の概要について」事務局からご説明お願いいたします。

■事務局

ここから着座にて説明させていただきます。本日は第1回目の会議のため本協議会の概要について説明をさせていただきます。資料2をお願いいたします。資料2でございますが、はじめに1の府中市障害者計画推進協議会とはについて、本協議会は市の附属期間に位置付けられ府中市附属機関の設置等に関する条例及び府中市障害者計画推進協議会規則に基づき設置されており、府中市障害者計画及び府中市障害福祉計画、障害児福祉計画を円滑かつ適正に推進するため市長の諮問に応じた協議を行い、任期末に市長に対し答申という役割を担っております。本協議会に関わる条例と規則は本日お配りしている資料3-1と3-2として配布させていただいておりますが、委員の皆様の任期は令和9年3月31日となりましてそれまでの間に諮問書に記載の内容をご協議いただき、市長に答申をいただくこととなりますので皆様のご協力をお願いいたします。続いて資料2-2「障害者計画及び障害福祉計画、障害児福祉計画について」としまして各計画の概要については、裏面の表にまとめてある通りでございますが府中市障害者計画、障害福祉計画（第6期）、障害児福祉計画第2期の水色の冊子に沿ってご説明したいと思います。水色の冊子、今日お持ちでしょうか。もしない方は手を挙げていただければ。恐れ入ります水色の冊子の5ページをお開き願います。図表1-1の通り障害者計画及び障害福祉計画、障害児福祉計画は府中市福祉計画の分野別計画として位置付けられており、整合性を図りながら立体的に策定をしております。また地域福祉分野、高齢者福祉分野、子ども子育て支援分野、保健食育分野など各計画が関連計画となっています。次に6ページをお願いいたします。府中市福祉計画に関連する計画の計画期間でございます。障害者計画は令和3年度から令和8年度までの6年計画、障害福祉計画（第7期）、障害児福祉計画（第3期）は今年度から令和8年度までの3年計画となっています。皆様の委員任期におきましては諮問書に記載の通り、計画の適正な推進に関する協議だけでなく障害福祉計画については次期となる第8期障害児福祉計画は第4期の策定に関してもご協議いただくこととなります。本計画書につきましては1ページから96ページが各分野に共通する障害者計画、97ページから121ページが分野別計画の障害福祉計画第6期、123ページから129ページが障害児福祉計画第2期という構成になっております。今年度から令和8年度までの障害福祉計画第7期、障害児福祉計画第3期につきましては現在黄色の冊子で更新をさせていただいております。まず青い冊子の58ページ、59ページをお開き願います。こちらが障害者計画の体系図でございます。6つの目標を掲げそれぞれに方針と施策が紐付いています。この中で特に重点的に取り組む内容として62ページから67ページにかけて重点施策を記載しております。重点施策につきましては8つありまして、障害理解・意識啓発の推進、各機関の連携の一層の強化、就労支援事業の強化、差別の解消へ向けた取組の強化、権利擁護の推進、機関相談支援センターを中核

とした相談支援ネットワークの構築、地域生活支援拠点等の運営、福祉型児童発達支援センターの整備となっています。続く70ページからは基本目標・方針・施策の下に紐付く具体的な事業を記載しております。事業は重複するものも含めまして132ございます。次回以降のまた協議の中で評価の報告をさせていただくのですが、そういったところの中でも具体的に確認していただきたいと思っております。続きまして黄色の冊子の方に移らせていただきまして、31ページをお願いいたします。障害福祉計画第7期の成果目標を記載しております。国の基本方針に基づき地域生活移行、地域生活支援、就労支援等に関する成果目標をそれぞれに設定しております。38ページから53ページにかけましては、各障害福祉サービスの令和8年度までの見込み量とその確保策を記載しております。最後に障害児福祉計画の成果目標については55ページと56ページに記載しております。各サービスの令和8年度までの見込み量とその確保策の記載については57ページから59ページに記載をしております。簡単ではございますが以上で障害者計画及び障害福祉計画、障害児福祉計画の説明とさせていただきます。最後に資料4をお願いいたします。資料4ですが府中市情報公開条例に基づき、市の附属機関は原則公開するものとされており、本協議会につきましてもこれを遵守したいと考えております。つきましては会議録の公開と傍聴について、記載の通り提案させていただきます。会議録の公開に際しましては会議終了後に事務局が会議録を作成し、内容を委員の皆様にご確認いただき次回会議にてご了承の上、市ホームページや図書館等で閲覧出来るようにいたします。また傍聴につきましては、市広報などに会議の開催に関する記事を掲載し、事前にお申込みいただいた方のみ可能といたします。傍聴人数は10人以内を定員といたしますが、会場の広さに応じて人数を決定するものとします。これらのことについて記載の通りで良いかどうか、ご確認をお願いいたします。以上となります。

■会長

ご説明ありがとうございました。ご説明のあった概要についてご質問がありましたら手を挙げていただけたらと思います。いかがでしょうか。委員、お願いいたします。

■委員

ご説明ありがとうございました。ここで市長からの諮問事項として障害者計画の適正な推進や策定という言葉がございますが、適正なという意味が私の理解では国の方から第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画に係る国の基本指針なるものが出ていて、それを踏まえて各都道府県に対して指示が下りていたと思うので、

適正なというのは要するに国の基本指針に合うような形で、この計画を進めているのかどうかというところが問われる、それを我々が見るという理解でよろしいのでしょうか。

■会長

事務局へのご質問ということでよろしいでしょうか。

■委員

皆様からでもどちらでも構いません。

■会長

事務局からご回答お願いいたします。

■事務局

適正な推進につきましては当然国の制度や方針に基づくものも当然そうですし、またそれに基づいた計画策定をこれまでも行っておりますので、計画に基づき実施している市の事業に対して適正に推進されているかといった観点で、ご意見をいただければというふうに思っております。以上です。

■会長

よろしいでしょうか。

■委員

国の基本指針については既に議論されているのかもしれませんが、このままで良いのかということもあると思います。要するにこの背景には2年前、先ほど岡本委員からもお話があった障害者権利条約の専門の権利委員会による総括所見がありました。そこでいろいろな面で就業型の施設における収容人数をどうしていくのかというような課題も背負ったが故に、ここで国の方からこのパーセンテージまで収容人数を下げろというような形で国の方から下りてきている。私はそれについてこれから長き協議の期間の中において私は矛盾も感じているのですが、こういうふうには国が言っているからそれを淡々と実施していく、それで良いというだけではなく、我々の方からも現場においては国の指針に従ってやっているとこんな矛盾が出てきている、現に私も感じることもあるのでそれをフィードバックすること、この協議会の仕事ではないか、それを請け負って民選市長である高野市長がそれを国や都に対して伝えていくのも、仕事なのではないかと私は思っております。そ

ういう意味では適正な推進については我々が評価するというのもそういう視点で私はやっていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

■会長

それはどなたに対するご質問ですか。

■委員

会長あるいは市としてこういう指示を市長から受けているので、市役所の当局者としてはこういう姿勢でやっていきますというのであっても結構でございます。

■事務局

今回の諮問事項につきまして、具体的に委員の皆様をお願いすることとしましては次期計画素案の作成をお願いしたいと思っております。ですので基本的には皆様にご議論いただく内容としては、この新しい計画を作るためのたたき台を作っていただくような形での答申をイメージしておりますが、必要に応じて委員の皆様からいただいた意見について、例えば国や都に要望するということはあるかと思いますが、基本的には今回の諮問事項に対する協議会としてお願いしたいということとしては、ベースはこちらの計画の更新の素案作りをお願いしたいというふうに思っております。また具体的な審議の内容については、会長とも相談させていただきながら後ほどスケジュールを説明させていただきますが、選定させていただいて議論していきたいというふうに思っております。以上です。

■委員

ありがとうございます。いずれにしても私達も議論が出来るということでこの国の指針についてもやってみたが、こういう問題があるからこの素案についてはこういうふうに修正すべきではないかという意見も、この協議会の場で言えるということが許されるというふうに私は理解したいのですが、よろしいでしょうか。

■会長

それはどなたへの質問でしょうか。

■委員

これは会長になると思います。

■会長

わかりました。まずこの諮問書は市長が会長である私に対して諮問するという構成になっていますよね。私は個人として諮問を受けているわけではなくて、この計画推進協議会の代表なのでそこに名前が載っているだけで、ここの会議に諮問されているというふうに読むのが適切なのではないかと思います。さらに言いますと諮問事項にあるのは国の障害者基本計画の適正な推進というのは一言も書いていなくて、府中市障害者計画の適正な推進、府中市障害福祉計画の適正な推進というふうに書いてありますので、あくまでも国の基本指針ではなく、府中市の計画に対して適正な推進を求められているということだと思います。あとは国が示している基本指針というのは地方分権一括法の中でも国と地方自治体は等角の行政というふうに位置づけられていますので、いわゆる技術的助言にしか過ぎないので、それを守らなくてはならないという義務は逆にいうと自治体にはなくて、自治体が独自に策定してももちろん良いということなので、ただ何もベースがないと議論はしにくいでしょうから国がある程度、ひな形みたいなものを示してそれを参考にして各自治体で計画を作ってくださいという位置付けになっていますので、委員がおっしゃるようにこの場で、皆さんで議論をして府中市の計画を決めていくということになると思います。

■委員

ありがとうございます。よく理解出来ました。

■会長

他にいかがでしょうか。委員、どうぞ。

■委員

些細なことで申し訳ないのですが、黄色い方の計画書ですがこれは冒頭の方にも、奥付の方にも発行年月日を書いていないのですが、これは何か意味か意図があるのでしょうか。

■会長

では事務局。

■事務局

黄色の方だけ入っていないので、本来であれば入れておくべき必要があるかと思っていますので、今後計画を更新する際には青い方には正確に入っておりますが、黄色

の方には入っておりませんので、令和6年3月になります。以上でよろしいでしょうか。

■会長

ありがとうございました。委員、よろしいでしょうか。

■委員

ありがとうございました。

■会長

他にいかがでしょうか。委員、どうぞ。

■委員

青い冊子の方の59ページ、計画の基本的な考え方というところの右側になりますが、その部分で基本目標、方針、施策の分野のところがありまして、5番の安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進という目標で、方針の2番目安心して生活出来る環境作りというところで、3番目の地域での住まいの確保と5番の地域生活への移行と定着、この部分で精神障害の場合、病院からの地域移行が推進されていまして医療の関係と障害福祉の関係が連携し合っている形なのですが、この場合は障害福祉の総合支援法だけを対象にして書いてあるようですが、医療の方の精神保健福祉法も含まれているのかどうか市に聞いてみたいと思います。

■会長

ありがとうございました。事務局からご回答をお願いいたします。

■事務局

精神障害の方の地域移行につきましての施策、地域での住まいの確保や地域での生活の定着というところにつきまして、サービスについても89ページに書いてあるところではあるのですが、その下の(3)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討というところで、連絡会議をもって改めて検討しているところでございます。回答になりましたでしょうか。

■会長

委員、いかがでしょうか。

■委員

そうすると精神障害にも対応した地域包括ケアシステムという検討の中でやってくれということでよろしいのでしょうか。そこのみの計画推進ということで。

■事務局

(2) に書かれているところは精神障害だけではなく、知的障害、身体障害も含めてのものになっていますが、精神障害については改めてもう一つ別の会議体をもって検討しているところでございます。

■委員

ご回答の趣旨はわかりました。ありがとうございます。そこで必ず出てくるのが府中市の中にも包括システムの協議会があるのでそちらでやってくれているので、ここでは協議しませんというようなことが前回あったので、そのままそれを踏襲する形に今回もなりますでしょうか。地域包括ケアシステムの精神障害者も含めた協議会の方がやっているから、そっちで全部やってくれるということでまた理解してよろしいのでしょうか。

■会長

まず事務局からご回答をお願いいたします。

■事務局

地域包括ケアシステム等も含めた全体の計画の推進、在り方の検討がこちらの場で行われていてその中でこの目標を達成するために、別に精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討の連絡会議があるというような位置付けになりますので、より深い議論については連絡会の方で実施していて、こちらでは大きな流れとしての方向性等を話す場であると思います。

■委員

分かれているということで、統一されていないという形で良いのでしょうか。

■会長

話の整理をさせていただいてよろしいでしょうか。委員がご質問されている58、59ページというのは障害者計画の背景ですよね。障害者計画というのは障害者基本法に基づいて作られていて、障害者基本法を所管しているのは内閣府なので、内閣府というのは全ての省庁を統括する省庁、内閣総理大臣がトップで内閣府

の委員になっている。そうすると障害者計画については省庁ごとの縦割りが無いという理解で良いと思うので、精神保健福祉法と障害者総合支援法というのは厚生労働省の中の法律ですので、この計画の中で精神保健福祉法だけは別ということはないという理解が前提になると思うので、ただ障害福祉計画というのは障害者総合支援法に基づいて作られる計画ですから、障害者総合支援法の数値目標とかそういったものを立てるのが障害福祉計画になるので、そうなってきた時に精神保健福祉法の取り組みがその中に入ってくるかどうかというのは議論があるところではないかとは思うのです。ただ、いずれにしても障害福祉計画の基本指針の中にも、にも包括の部分というのは入っていますから、この計画の中でどういうふうにしていきたいかということは当然議論の対象になると思います。ただ、それは自治体の中で実行していく時に、おそらく総合支援法の地域移行については自立支援協議会マターになっていると思うのですよね。ただ、精神科病院からの地域移行についてはにも包括マターになっているということで、自治体の組織の中では分かれてしまっているということは事実だと思います。ただ、私も去年いましたから永井委員がおっしゃりたいことよくわかるのですが、なかなかこの自治体も、にも包括の会議はうまく動いていない実態があるので、府中市はどうかかわかりませんが、そうすると自立支援協議会とかそういったところの取り組みは非常に活発ではあるが、にも包括における地域移行については停滞しているように見える。そこに直接関われないのが歯がゆいということではないかと思うのですが。

■委員

おっしゃる通りです。

■会長

そうですね。

■委員

少し説明があれだったのですが、会長のおっしゃる通りです。

■会長

そうすると、にも包括の会議をもっと活発にしてもらって精神科病院からの地域移行を進めてくださいということはこの会議の中で言えると思いますので、それでよろしいでしょうか。

■委員

ありがとうございます。それで納得しました。

■会長

事務局もよろしいでしょうか。

■委員

何包括とおっしゃっていますか。

■会長

にも包括、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムという。

■委員

省略してにもの言うのですか。

■会長

そうです。

■委員

わかりました。すみません。

■会長

そういうこともどんどん質問してください。わかったふりして進んでしまうのも良くないと思います。では委員もよろしいでしょうか。

■委員

はい。

■会長

他にいかがでしょうか。委員、どうぞ。

■委員

全体の会議の進め方が頭に入っていなかったのだからわからないのですが、次期計画に反映するようなこの中にはないじゃないですかみたいな論議というのは、いつ頃から意見をさせていただけるんでしょうか。今日やってしまうと混乱してしまうと

思うので差し控えようと思いますが、スケジュール的にどのような流れになっているかを後でまたご説明いただければと思います。

■会長

先に事務局から説明していただいた方が、全体像が頭に入って良いかと思うので、事務局から全体のスケジュールをご説明いただいてよろしいでしょうか。

■事務局

そうしましたら議題の（２）の方でスケジュールを説明させていただく予定でしたので、そちらの説明を先にさせていただきます。スケジュールにつきましては資料５に基づき説明させていただきますので資料５をお願いいたします。委員の皆様は任期３年間のスケジュール案でございます。会議は３年で１４回程度を予定しております。令和６年度は３回、令和７年度は５回、令和８年度は６回の開催予定でございます。委員の任期は令和９年３月３１日となりますが、答申の提出時期につきましては令和８年１０月中を予定しております。協議内容の予定としましては、今年度は残り２回の協議会で、昨年度の各計画の進行管理と障害者計画の半期分及び第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画の総括を行う予定でございます。令和７年度の前半につきましては昨年度の状況及び実績値の確認と計画策定に係るアンケート内容の検討をお願いしたいと思っております。また後半からは実施結果の中間報告を行っていただきながら、令和７年度から障害者計画及び障害福祉計画（第８期）・障害児福祉計画（第３期）の策定に向けて、準備を進めていきたいと思っております。そして令和８年１０月を目途に各計画素案を答申として提出していただきたいと考えております。本計画については上部計画である福祉計画と調整しながら策定する必要があるため、令和７年度からは前回の計画策定時と同様にコンサルタント会社に支援をお願いする予定でおります。来年度にコンサルタント会社と計画策定に向けた具体的なスケジュールを作成する中で、協議会の審議内容、また部会の設置などを検討させていただき、スケジュールについては改めて精査していきたいと思っております。スケジュールを精査したものにつきましては今後、改めて協議会に報告をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。なお本協議会から令和８年１０月を目途に答申として計画素案を提出いただいた後、市で計画案としてまとめ、おそらく１２月頃になると思いますがパブリックコメント手続きを実施しまして、その手続きを経た後に令和８年度末に障害者計画及び障害福祉計画（第８期）・障害児福祉計画（第４期）の策定というような流れで進めていきたいと思っております。以上でございます。

■会長

ありがとうございました。委員、よろしいでしょうか。

■委員

追加でよろしいでしょうか。今のご説明だとパブリックコメントの後については、この協議会で論議の場はないということでしょうか。

■事務局

そうですね。パブリックコメントに入ったということは市の方で計画素案をいただいて、案としてまとめたものをパブリックコメントにしていきたいので、協議会の方で答申を提出した後はご意見いただくような場というのは今、予定しておりません。

■委員

そうですか。それをもらった後のもう一度見直しのようなものが何か一回協議会としてやった方が、次のためにも良いのではないかと率直に感じました。初めての体験なので、間違っていたらごめんなさい。

■会長

今のはご意見ということでよろしいでしょうか。これは前年度もそのことについては意見が出まして、パブリックコメントの前までで一応この協議会については素案を作って市長に答申をしたのですよね。その後パブリックコメントがあつて若干の修正が入ったのですが、それが最終的な計画案という形で公表されていったということにつきましては、委員の方から少なくとも会長、副会長にはその修正については事前に説明をして、要するに委員の付託を受けて会長、副会長がきちんと内容を見て確認をした後に公表するべきだったのではないかというようなご意見があったということももちろん記憶しております。ですので、公表までの手続きについては今後、事務局でもこの協議会が誰も知らない間に修正されて、公表されるというようなことにならないように検討いただければと思いますので、少し内部でもご相談いただけたらと思います。よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。委員。

■委員

簡単なことなのですが、前回の時にコンサルが入って計画策定のスケジュールや部会の設置に関していろいろと行ったということなのですが、参考までにどのようなことを行ったか教えていただければと思います。

■会長

事務局、お願いいたします。

■事務局

コンサルの方は基本的には計画を策定するための素案作り、資料作り等も支援いただくような形にはなりますので、具体的に策定の事務作業のスケジュールを組みながら委員の方に諮るべき内容についても具体的に検討させていただいて、それを1年半の間にどういうふうに皆様から、ご意見を賜るかというところで調整させていただくようになるかと思っておりますので、具体的にはそういった中でスケジュールの変更が出てくるものと思っております。もう1点アンケートの内容についてはこちらの協議会でも議論いただきまして精査させていただくのですが、コンサル業務につきましては取りまとめも含めましてお願いしようと思っておりますので、そういったところのスケジュール間についても、コンサルの方と確認をした上でいつアンケートを配布するのか、どのような形でそれを計画に反映出来るようなスケジュールを組むのかということも併せて、コンサル会社が決まってから検討していきたいというふうに思っております。以上です。

■会長

はい。いかがですか。

■委員

イメージとしてはスケジュール管理とアンケートの内容について、確認をお願いするというようなイメージなのでしょうか。

■事務局

スケジュール管理もそうですし、まず実際に計画素案として具体的にそれを素案としてまとめていく作業自体を、コンサルの方をお願いする予定になっております。

■委員

そうすると私達が主体として関与する部分がどこの部分なのかというのが私自身、頭が回らないのでそこをご説明いただけますか。お願いします。

■事務局

委員の意見が必要な部分につきまして改めて既に計画がありますので、その部分でおそらく項目ごとにテーマを絞らせていただいて、そのテーマに沿って委員からご意見をいただくとお思います。そのいただいたご意見を反映して計画の素案としてまとめる作業自体をコンサルの方をお願いしようと思っておりますので、議論のための資料作りやいただいた意見をまとめる作業をコンサルの方が担うというふうに考えております。

■委員

私としてはだいたいわかりましたので、ありがとうございます。

■会長

大丈夫ですか。要するにたたき台がないと話が出来ないので、たたき台を作ってもらふということですね。前回の時もそうだったと思いますが、それ以外に皆さんからかなり項目を一つ一つ挙げてご意見をいただいて、それで修正を反映するというのを繰り返していたと思うのですよ。なので主体はこの協議会ということになると思います。1から計画全部を私達を書くというのは無理ですから、その部分を市役所の方がコンサルの方に、市役所の職員の方は計画専門の人は誰もいないので、通常業務をやりながら計画策定業務をやっていくということになるので誰か素案というか、たたき台を作ってもらふ人がいないとなかなか通常業務が出来ないということでしょうから、そういった役割で少なくとも最終的な素案を取りまとめていくのはこの会議ということになると思います。よろしいでしょうか。この会議にイニシアチブがあるということについてはご承知をいただけたらと思います。委員、よろしいでしょうか。

■委員

はい。大丈夫です。

■会長

はい。では委員。

■委員

委員がおっしゃったところとオーバーラップするところがあります。ただ作業的には私も実は行政でこういうことをやっていた時に、コンサル任せはやめようという議論があっておっしゃった通り、主体はこの協議の場にしてコンサルが作る、例えば技術的な話ですがワードでいろいろと文章を作ってもらったら、協議会の委員

がそれに赤字でこれを加える、ここは削除というような修正を加えていって、それをみんなで見ながら意見を収めんとして会長にまとめていただくとということが具体的なイメージではないかと私は考えていたのですが、そういう感じでよろしいでしょうか。

■会長

ワード原稿に直接入力して修正するということは今までにやっていなかったと思います。ただここで行った議論をどういう形で反映させるかというのはこの会議の中でまとめて、それを反映してもらった修正版を確認するというそういった進め方だったと思うのですが、それでも大丈夫でしょうか。

■委員

そういうスタイルであれば。口頭でいろいろ発言していくということになるわけですね。わかりました。ありがとうございます。

■会長

まずは委員、その後委員。

■委員

令和3年度ぐらいだったと思うのですが、総務省の方で国連から指摘されたところでワシントングループとかの調査みたいなものがあって、国民生活基礎調査と社会生活基本調査に対してワシントングループの統計のやり方で障害ない人、ある人関係なく統計があったと思うのですが、その調査の中で障害がわかるような新しい設問が加えられて、一般の方向けの調査で障害の分類もわかるようになってきているということがあるので、アンケート調査について基礎調査とかそういった情報も取り入れるべきではないかと思うのですが、その辺は事務局としてどうお考えでしょうか。

■会長

では事務局よろしいでしょうか。

■事務局

私がワシントングループの調査の結果を把握していなかったのですが、アンケート内容につきましては皆様にまたご提示させていただいてその中でご意見をいただきながら進めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

■会長

ワシントングループの調査は要するに障害がある人というのは、どういうふうに出出するというような趣旨の項目があったと思うのですよね。日本はやはり端的にいうと手帳を持っている人がと非常に狭く捉えているので、ワシントングループの質問というのはもっと幅広で取れるような質問項目になっていたのでは、そうするとおそらく全シーンに調査するとかですね。調査対象を広げて行うということが必須になってくるのではないかと思います。その辺については今後予算のこともあるでしょうから、少し事務局と相談してということになるのではないかと思います。ですが、よろしいでしょうか。

■事務局

前回のアンケートなのですが、参考に対象をお伝えしますと障害者手帳をお持ちの方は2300人。あとは子供の育ち・発達に関する調査ということでそれも障害の手帳をお持ちの方1000人。保護者の方1000人。あと障害者福祉団体の調査ということで、市内の障害者福祉団体11団体と障害福祉サービスを提供している事業者の296事業所を対象に行っておりますので、またそういった対象につきましてもご意見いただければと思いますのでお願いいたします。

■会長

わかりました。ですから各国で障害者の定義はバラバラになってしまっているから、それを統一して統計を取らないと国際比較できませんよねというのがワシントングループの調査項目というのが私の理解です。いろいろとどういう質問項目があるかも含めて少し勉強しながら進めていけたらと思います。委員。

■委員

今の提案は非常に素晴らしいなと思っております。国民生活基礎調査等はいわゆる府中市分というのはたぶんデータとして把握されていると思うのですよね。ここから集計してあそこの統計調査の方から国の方に上げていくわけですから、ですから国の調査というのは他のものも含めて結構たくさん年間でやっていますよね。その調査を利用するというのはお金が掛からないので、分析をするのにはお金が掛かるかもしれませんが非常に価値がある。そういうものも含めてそこから障害福祉に関わる部分をピックアップしてくるという発想はですね、僕は素晴らしい発想だなとお聞きしていました。ですので、ぜひこれも事務局としてご検討いただければと思います。

■会長

では委員どうぞ。

■委員

スケジュールの確認なのですが、諮問書では障害者計画については適正な推進だけであと障害福祉計画と障害児福祉計画については、適正な推進と計画の策定ということで次の計画の策定まで入っていて、障害者計画の方は次の策定というのがなかったのだからこの期間じゃない方で計画するのかと考えてしまったのですが、ただ予定を見ますと令和8年度には構成理念重点課題等について協議と入っているので、こちらでもまた令和9年度からの計画を作るのか、その辺りが少しはっきりした方が良いでしょう。それとも何か意図的にこういう文章にしているのかその辺も教えていただければと思います

■会長

全くおっしゃる通りと思って聞いていたのですが、たぶん前回のものをそのまま日付を変えて作られたものだというのが私の推測なのですが、事務局、お願いします。

■事務局

やっていただくこととしては令和9年度からの計画の方の策定も議論の対象とさせていただきますので、その認識で進めさせていただければと思います。よろしくお願いします。

■会長

一応計画策定も含まれている障害福祉計画です。どうぞ、北條副会長。

■副会長

今の件でもう一度確認しておきたいのですが、このスケジュール案と福祉計画の方は市長答申という形で最後にしっかりと答申を上げるとなっていて、上の障害者計画はそれがないので例えば何ていうのでしょうかね、位置付けが違うとかただ入っているけど書いていないだけなのか、位置付けが実は違っていて諮問を受けて答申するべきものとそうじゃない位置付けにあるのかというあたりだけ確認をしておければと思います。

■事務局

失礼いたしました。すみません、こちら資料の訂正をしている中で本来であればどちらも市長に答申を対象とするべきで掲載させていただいていたのですけれども、余白等の関係です。申し訳ございませんでした。もう一度訂正版をまた改めて次の会議の時に心配りいたしますが、両方に市長答申は係っておりますしパブリックコメント手続きの方も係っております。以上でございます。

■会長

そうすると両方とも答申するというわけですよね。ありがとうございます。すごく大事なことですよね。どういことを我々が指名されているかという根本の問題になりますので。他にいかがでしょうか。委員、どうぞ。

■委員

資料4のこともこの場でよろしいのでしょうか。傍聴の方に対して障害を持っていらっしゃる方がいらした場合の配慮とか、そこら辺のところは事務局の方ではいろいろな準備はされているということで理解してよろしいのでしょうか。

■会長

では事務局からご回答をお願いします。

■事務局

そうですね。そういった状況に合わせて対応出来るように準備して参りたいと思います。

■会長

これは障害者差別解消法上、自治体には法施行時点から合理的配慮を義務付けられていますのでそれをしっかりとやっていただくということだと思います。

■委員

ここに書く必要はないわけですね。

■会長

そこに書かなくても良いと思います。私もついでに傍聴のことでお聞きしたいのですが、これを見ますと基本は公開が原則で、傍聴出来るというふうになっていきますよね。それでしかもそれを遵守と書かれているのですけれども、でも毎回会議の

前に傍聴の人に入室していただいてよろしいでしょうかと、私毎回皆さんにお尋ねしてきたのですよね。一応そういうふうには台本があったので。だけどこの資料4に従えばそれを毎回参加者に確認しなくてはいけない根拠は何なのだろうと疑問が起ったのですけれど、これについて教えていただけたらと思います。

■事務局

私もいろいろと会議を経験する中で、必ず会議の前には確認を取っている状況はございます。おそらく原則公開というふうにしておりまして、場合によっては内容によって審議を非公開とする場合もございますので、そういったところも含めて会長の方から委員の方に会議の公開について確認するということと、もし何か公開が難しい原則ではない対応をする場合には、それもとぶん会長の方からお話ししていただいて判断いただくというところで毎回審議をしていただいてから公開をするという流れなのではないかと思っております。以上です。

■会長

私も他の自治体で、個人情報が含まれていない会議なので公表して良いと思うのですけれども、皆さんいかがですかという聞き方をしている自治体もあるのですよね。そこは私は合理性があると思うのですよ。やはり個人情報が含まれている会議ですと、そこに一応委員は皆さん非常勤の行政職員という位置づけになるわけですよ。この推進協議会のメンバーの方は、ですから守秘義務も課せられるということになると思うのですけれど、傍聴の人にはそれが及びませんのでそういった場合には非公開に出来るというのはわかるので、ですから逆にいうとそういう情報が含まれてない会議については特にお諮りせずに、特に計画策定はそういうことがないと思うので入っていただいて、個人情報が含まれているような会議の場合だけ今回は非公開にしたいと思うのですがいかがでしょうかというふうにお諮りするということそんな方法でいかがでしょうか。

■事務局

委員の皆様にご了承いただければ対応としては同じかと思しますので結構だと思います。

■会長

皆さんそういうことでよろしいですか。会議の途中で計画とは言いつつもやはり個別の事例のことをお話になりたいということはあると思うのですよね。そういった時には傍聴の方にはその間は退出していただくとかそういったことを臨機応変に

やっていけたらと思いますので、ではそういう進め方でよろしく願いいたします。
他にいかがでしょうか。委員。

■委員

資料4に関連してですが、先ほど合理的配慮の部分は提供いただけるということなのですけれど、この会議自体をどういうふうにしていこうか行政が指導してどういうふうに思っているのかお聞きしたいのですが、例えば聴覚に障害がある方とか視覚に障害がある方とかそういった合理的配慮を提供出来ますというような文言を書いていただくと、より傍聴したいなというふうに思ったりする機会になるのかなというふうに思ったりするのですけれど、そういった形で公開することは出来るのかお聞きしたいです。以上です。

■会長

おそらく公開の規定はこの会議だけでなく役所全体の会議に係ることだと思うので、ここだけでは決めづらいのではないかなというふうにも思うのですが、一応事務局のご意見を伺いたいと思います。

■事務局

申し出がある場合にはそういった対応をとっているのですが、記載の部分については全庁的な確認もさせてもらってから対応させていただければと思いますのでよろしくお願いします。

■会長

傍聴しやすさということを考えるとそういうことが書いてあると聞いてみたいと思われるかもしれませんよね。ではこれは事務局の方で少し他の課ともご協議いただいて。

■事務局

基本事前申し込みにはなっているのですが、たぶん手話通訳者の方を手配しなければいけないですとか、いろいろな準備が必要になるので、もし仮に当日来られた方の対応とかは難しくなってしまうので、一応一度持ち帰らせていただいてよろしいですか。この場でお答えは出来ません。一度持ち帰らせていただいてきちんとご回答させていただければと思います。

■委員

確認していただくということであれば、例えば傍聴をするというようなところは多分会議が決まってどのぐらい前に手話通訳者とかそういう方々をお願いするという時間が必要だと思うので、その辺りも含めて差別解消法の改正の中で自治体の会議は重要というようなことは書いてあると思うので、その辺りについては是非前向きに検討いただければと思います。

■会長

少し付け加えますと、例えば手話通訳者を手配出来る期間を過ぎてから聴覚障害の方が参加したいという申し込みがあった場合は、ここも建設的対話ということになると思うのですよね。手話通訳は用意出来ないのだけれどもそれに代わる方法としてこういう支援が出来ますけれど、それでいいでしょうかということ当事者の方と話し合っただけでそれでお互いに納得出来るところを決めていくというそういう対応になりますので、必ず手話通訳をどんな状況でも手配しなくてはならないということではないということです。そこは少し柔軟に考えていただけたらと思います。他の方もそれでよろしいですね。他にいかがでしょうか。委員、何かありますか。

■委員

初めてなので聞くのに専念していることなのですけれども。本日19日開催の案内が10日に発送ということで我が家に届いたのは11日か12日頃だと思うのですが、だいたい今回は特別1週間前にこういう連絡が来るのか、次回はたぶんこの予定表からいうと11月になろうかと思うのですがだいたいどのぐらい前に我々委員に連絡していただけるのか。ざっくりばらんにいうと1週間前よりも、もう少し早めに連絡をいただけたらありがたいなという願望です。

■会長

では事務局から何かございますか。

■事務局

直前になってしまって申し訳ございませんでした。委員の皆様に来る限り私たちも出席いただきたいと思いますので、本来であれば少なくとも2週間前もしくは1か月ぐらい前を目途に通知を送るべきだと思いますし、また具体的に次回の会議は決まっていらないのですけれども、なるべく早く先の日程を出せるような形で会議の方は進めていきたいと思っています。今後は早めに日程を通知させていただきたいと思っています。

■会長

委員、よろしいですか。次はもう少し早くということでした。委員、どうぞ。

■委員

関連してなのですけれども、ちゃんとした日程がわかるのはそのぐらいの説明でわかるのですが、例えば金曜日をベースにしますとかですね。もう何か月も先からわかる予定として言っていただければ、そうすると金曜日は押さえておくとか出来るので、なるべく委員として選任された以上欠席は避けたいと思っているわけですので、日程の方についてはそういう形で会長の日程もあると思いますのでなかなか難しいのかもしれませんが、長期的な展望で押さえていただけるような形を工夫していただければ本当に助かると思います。

■会長

ではそのように先の見通しが持てるようにご予約を教えていただけたらと思います。まだご発言がない方にも少しご意見を伺ってみたいと思います。委員、いかがでしょうか。自立支援協議会を代表してご参加していただいておりますが。

■委員

自立支援協議会の目標のその作り方が普通の府中市民皆さんからのアンケートを集約して、そして目標を設定しておられるので非常にそこに向けて障害者計画推進協議会委員、会長を中心とした協議の中でいろいろな意見が出て、それが事務局の方で反映して練っていくというスタイルは非常に良いなと思っております。自立支援協議会の方でもそこに向けて現在2年目を迎えているのですけれども、精神障害の方が入所からなかなか地域移行を進めていくことが困難であると。自立支援を進めていくために何が課題になるのかというところを、私も参加しておりますけれども、丁寧にご本人からの聞き取りをしたり、施設や病院の関係者から聞き取りをしたりして整理をしているところでございます。それは今日この場で具体的に話すということではありませんので、また機会がありましたら報告をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

■会長

計画の実行部分で自立支援協議会に委ねられている部分は多いと思いますので、ぜひ引き続きよろしくお願いいたします。委員はいかがですか。

■委員

私は先ほど出たスケジュール案の方ですが、ハローワーク府中は5市管轄しておりますので私の立場としていろんな会議に出ささせていただいておりますので、やはり先のスケジュールがもし決まっているようであれば先に知りたいなど。他の市のところでは同じようにプラン計画の策定委員をさせていただいていますが、既に年度の計画5回やるうちの来年の2月までの日程と時間が既に決まっています。もし出来るようであれば先に日にちを教えていただけるとこちら調整がしやすいなど。逆にこれだけの人数を入れる会議室を先に押さえて置いた方が良くはないかなんて勝手に思ってしまいます。出来ればその辺のところと、あとこれは完全に私の個人的な意見なのですが、どこの市もそうなのですがこういう計画を作ると本が厚いなどすごく思います。これでまたどんどんいろいろな物が入っていくと、どんどん積み重なっていったって重くなってくる。健常者だと良いのですが障害を持った人は握力が弱い人とかになってくると、例えばこれでも一つの計画なので1分冊にしていると思うのですが、2分冊にすることが出来るのではないかと先ほどからページ数を見ていたのですが、その辺りもしていただけると見やすさもありますしこれは単なる意見ですが思っていたところです。 以上です。

■会長

だいぶ電子媒体で配布するということが一般化されてきています。あとはハローワークとしては府中市の法定雇用率が気になりますよね。次のご報告を是非楽しみにお待ちしたいと思います。委員。

■委員

これ全部QRコードが1ページずつ付いていますよね。これを読み込んだら何が出てくるのか教えていただけますか。

■事務局

こちらのQRコードではなくて音声コードになっておりまして、アプリで読み込んでいただくとこの計画の概要を声でお知らせするものになっております。

■委員

どうもありがとうございました。違いがわからなくてすみません。非常に丁寧で良いと思います。

■会長

やっと事務局も褒めてもらえましたね。委員は何かご意見ありますか。

■委員

初めてなので先ほどのにも包括もわからないようなところがあるので、これからわからないことはどんどん質問してまいります。皆さんにはそんなことも知らないのかと思われるかもしれませんが、分からないことはスルーしないように頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

■会長

市民公募の委員がいらっしゃいますからね。みんながわかるようにした方がいいと思っています。ご発言がなかった方はどなたでしょうか。委員。

■委員

感想的なところになってしまうのですが、私も先ほどから出ているにも包括に出会ったりですとか、自立支援協議会の地域移行部会の会長をさせていただいたり、この計画に関連する会議にもいくつか出させていただいておりまして、やはり改めてこの計画との関連性というところを意識した形で会議も進めていかないといけないというところと、地域生活支援センターと就労支援センターも兼ねてセンター長をさせていただいておりますので、この計画に位置付けられている見直し事案のところにも福祉施設から一般就労への移行ですとか、そういったところの重要な業務も担っているところは改めて感じたところですので、やはりそれも意識しながら日常業務も進めていかないといけないと改めて思ったところです。ありがとうございます。

■会長

ありがとうございました。計画は立てた後が大事ですからね。よろしくお願いします。委員、前回副会長をしていただいてありがとうございました。

■委員

また今期から新しく始まるということで、前回の計画を作る際には時間がなくて、なかなか現状にあった計画というところに届かない部分はあったのではないかと思いますので、アンケートを採るとか、現状を確認していく中でどのサービスがどのぐらい必要なのかという、現状に合うような数字で作っていったらいいなと思っています。

■会長

ありがとうございました。一応皆さんご発言をいただいたと思うのですが、他に加えて何かご質問やご意見がある方いらっしゃったらお願いしたいと思います。今日は報告だけなので1時間ぐらいで終わるのかと思っていたら、何ともう1時間半も経ってしまいました。非常に活発な意見交換が出来てよかったなと思います。では次の議題に入らせていただきます。先ほどと重複するかもしれませんがスケジュールですね。事務局からご説明をお願いします。

■事務局

スケジュールについては先ほど説明させていただきました。

■会長

わかりました。今年度中は第6期計画の評価で、来年度になって最初は第6期計画・第2期計画の評価ですけれども、その後からは新しい計画策定の議論というスケジュールになっているようですのでよろしく願いいたします。スケジュールについて何かご質問がありましたらお願いします。副会長。

■副会長

これは質問にもなるのですが、先ほどの資料3のところでは条例とこの会議の規則が入っていて冒頭委員からあったように、先々この構成メンバーというところで会議規則の中に届いた人を委員にするかというのが入っているので、この構成メンバーについてどこかで検討していくのであればこれは急がないものなのでどこでも良いのだと思うのですけれども、入れられればと思うのですけれどもただ条例と絡んでなかなか変えられないということであれば話は別ですけれども、この規則を変えることで委員の構成が検討出来るのであればどこかで入れても良いのではないかと思います。

■会長

ありがとうございました。結構重要なご指摘かと思うのですが、ここでは委員が身体障害代表で入ってくださっていますけれども。精神、知的の方が入っている自治体も増えていまして、事務局の方でその辺りが検討出来るかどうかご回答をお願い出来たらと思います。

■事務局

まだ今回の諮問させていただいている期間の中であると、通例で行くと会則を変えて協議会の会の人数を増やすとか構成メンバーを変えるのは、現状そういった状

況はあまりないのではないかと考えております。そういった中ですので基本的には時期計画の策定の時ですとか、次の諮問のタイミングの中で改めて協議会の規則を変更するということの検討をさせていただくような形になると思います。ただ一応内部的には確認をしてみます。

■会長

わかりました。たぶん東京都内の各区市町村で見ますと身体障害の方が1人だけ委員というところが意外に珍しくなっているのではないかと考えています。もし途中で変更が可能なようでしたらぜひ検討いただけたらと思いますし、難しい部分は次の時に改正することに向けて少し準備をしていくということで、一応持ち帰りということですので次回結果をお伝えいただけたらと思います。スケジュールの関係で何かございますか。よろしいですか。

8. その他

■会長

ではその他で事務局から何かありましたらお願いいたします。

■事務局

事務局から3点あります。1点目は本日皆様がお持ちの各計画書につきましてはご要望がありましたら必要部数お渡しすることが出来ますので、例えば団体の方代表でいらっしゃるようであれば必要数言っていただければ団体の会員の方にも配布出来るようご用意させていただきたいと考えておりますので事務局の方までご連絡をお願いします。2点目は協議会の報酬のお支払いに関する事なのですが、本日資料送付時に委任状と個人番号の提供書を同封させていただいております。本日お持ちいただいている方は帰りに事務局の方で確認させていただいて受け取らせていただきます。またお忘れの場合で本日マイナンバーカードをもしお持ちでしたら、本日書いていただいて受け取ることも出来ますので声を掛けていただければと思います。本日もしお忘れの方がいらっしゃいましたら後日提出していただければ支払いの方の手続きをさせていただきます。よろしくお願いします。3点目は先ほどから出ております次回以降の会議の日程についてですけれども、11月に予定というところまでとしか決まっておられませんので、早めに決めさせていただきまして11月分2月分併せてご連絡出来るような形で会長とも日程の調整をさせていただきたいと思います。以上となります。

■会長

ありがとうございました。今の件について何か皆様からご質問ありますでしょうか。委員、どうぞ。

■委員

先ほどから委員や皆さんからお話もあると思うのですが、例えば第1金曜日とかを一応基本として、11月第1金曜日、2月第1金曜日基本はそういうふうにしていった正しい、その会議を開催する1、2ヶ月前に向けてやはり第1金曜日はだめだという時には合意の上で変えるということもありうるという感じで、基本は決めるというのも良いのではないかと私自身は感じました。

■会長

ありがとうございました。私の事情を申し上げますとそういう決め方が非常に難しい。その他の日程調整していただけると大変ありがたい。毎月定期の会議でしたらそういう決め方だと受け入れやすいと思うのですが、年に何回かの会議になりますと出来ればその都度決めてと言いますか、先々までずっと決めていただくのは全然問題ないのですが、どこか固定してという予定が入れづらくて申し訳ありません。委員、どうぞ。

■委員

皆さんがいらっしゃるのでこの場で仮に次を決めるとか、先生のご予定で出来ないのですか。事務局も部屋を取るのが難しいということですか。

■会長

結構みんなが集まっているから決めましょうと言っても結局決まらないという経験を何度もしっていて、何か候補日を皆さんに周知していただいて丸をつけて行って集計するというのが一番確実。

■委員

時間帯はこの時間ですか。

■事務局

午前、午後というのもご希望があれば何うことも出来るのですが、基本的にはこういった時間が多いと思います。

■会長

他にいかがでしょうか。よろしいですか。では皆さん初回から活発に意見を出していただいていたありがとうございました。今後もぜひ引き続き活発な意見交換が出来たらと思いますので、よろしくお願いいたします。一応これで議長はやめさせていただきますまして事務局にお願いしたいと思います。

■事務局

では本日第1回目の会議をこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。